

京都市立上京中学校における暑熱対策等環境改善業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

京都市教育委員会事務局

1 業務及び募集の趣旨

近年、夏季の気温上昇に伴い、学校における屋外活動時の熱中症リスクが高まっており、生徒が安全に教育活動や部活動に取り組むための環境改善が求められている。本事業は、京都市立上京中学校において、日よけテントやミスト設備等の設置により暑熱環境の改善を図り、生徒の屋外活動時における熱中症予防及び安全で快適な活動環境の確保を目的として実施するものである。

2 業務内容に関する事項

今回の公募は、次に示す業務に対する提案を受け、受託候補者を選定する。

(1) 委託業務名

京都市立上京中学校における暑熱対策等環境改善業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年6月30日まで

(3) 履行場所

京都市立上京中学校（グラウンド内）※別紙図面参照
（京都市上京区一条通室町西入東日野殿町 395・396 合地）

(4) 委託業務の内容

仕様書に記載のとおり

(5) 予定価格（提案見積金額の上限）

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 担当部署(問合せ先及び提出先)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎7階

京都市教育委員会事務局総務部総務課（担当：渡辺、橋本）

電話：075-222-3767

FAX：075-256-0483

メール：kyoikusomu@edu.city.kyoto.jp

4 事業スケジュール(予定)

(1) 提案募集開始：令和8年3月16日（月）

(2) 参加表明書（第1号様式）の提出：令和8年3月19日（木）午後5時まで

(3) 公募に関する質問の受付：令和8年3月19日（木）午後5時まで

(4) 現地見学会：令和8年3月25日（水） 午後1時～3時

※任意参加。参加表明書（第1号様式）を提出された事業者のうち、参加を希望される場合は、3月24日（火）午後5時までにご連絡ください。

連絡先は、本要領「3 担当部署」のとおり。

(5) その他の書類（企画提案書等）：令和8年3月27日（金）午後5時まで

(6) 受託候補者の選定結果通知：令和8年3月31日（火）頃

(7) 契約締結：令和8年4月中旬

(8) 設計施工：契約締結後～令和8年6月下旬

(9) 検査・事業完了：令和8年6月30日（火）

※ スケジュールは大体のものであり、状況により前後する可能性がある。

5 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、参加表明書を提出した日（以下「申込日」という。）および当該申込日から契約締結日までの期間において、以下の事項を全て満たしていること。

(1) 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業※（以下「市内中小企業」という。）であること。

※ 中小企業とは、「中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するもの」又は「中小企業基本法を除くその他政令等に基づく中小企業に該当するもの」、若しくは「本市の競争入札参加有資格者名簿（提案書を提出時点での最新名簿）の企業区分が中小企業であるもの」のいずれかに該当するものをいう。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札参加有資格者」という）にあつては、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 競争入札参加資格者以外の者にあつては、次のア～オに掲げる資格を有する者。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。

ウ 次に掲げるものを滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

(ウ) 本市の市民税及び固定資産税

(エ) 本市の水道料金及び下水道料金

エ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、

- 当該免許、許可又は登録を受けていること。
- オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 参加の申込日から契約締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (5) 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委託を受けた者（以下、「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとするほかの代表者等と同一人でないこと。
- (6) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (8) 共同事業による参加の申込にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の構成員は、上記(1)～(7)の要件を全て満たすこと。
- イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選出することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
- ウ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。
- エ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

6 応募手続の方法

プロポーザルに応募する者は、下記の書類を提出すること（提出先は、「3 担当部署」のとおり）。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（第1号様式）
- イ 会社概要（第2号様式）
- ウ スケジュール案
- エ 企画提案書
- オ 見積書及び経費内訳書
- カ 参加資格を証明する書類【競争入札参加資格者以外の者のみ】
- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（法人の場合のみ）
※申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）
 - ・ 印鑑証明書
※申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）
 - ・ 納税証明

※申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）

- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第3号様式）
- ・使用印鑑届（第4号様式）
- ・誓約書（第5号様式）

※1 競争入札参加有資格者は、カの提出は不要。

※2 共同申込の場合はイ、カについて、代表事業者が各構成員分も提出すること。なお、参加する法人のうち、競争入札参加有資格者については、上記

※1と同様の扱いとする。

(2) 企画提案書（任意様式）作成に係る補足

様式自由。ただし、A4印刷とし、提案内容、実施体制、安全性・維持管理について、項目立てて作成すること。

なお、提案に当たっては、日よけテント及びミスト設備以外についても、上京中学校敷地内の外構等で、仕様書に記載のない部分における提案を自由提案として盛り込むことができるものとする。その際は、生徒の屋外活動における安全性の向上及び快適な活動環境の確保に資する内容となるよう留意すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出期限

- ・参加表明書
令和8年3月19日（木）午後5時（必着）
- ・その他の書類
令和8年3月27日（金）午後5時（必着）

(5) 提出方法

- ・ア～オ：電子メール、持参、又は郵送のいずれかにより提出。
（郵送の場合は、提出期限内必着で書留郵便に限る。）
- ・カ：持参又は郵送のいずれかにより提出。
（郵送の場合は、提出期限内必着で書留郵便に限る。）

※持参の場合は午前9時から午後5時まで（土・日・祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。）に担当部署まで事前に電話連絡を入れ、持参すること。

※期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。

(6) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる企画提案書等

企画提案書等が、次の事項に該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。
- (カ) 提出された企画提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後においてこれを請求者に公開する。ただし、京都市情報公開条例第7条第2項に該当する場合を除く。
- (キ) 企画提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。

7 本件に対する質問及び回答

応募に際して質問がある場合は、質問票（第6号様式）により、電子メールで提出すること。

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記4（2）の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問に係る留意事項

ア 質問は、1問につき質問票1枚を使用すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

イ 電子メールの件名は、「(質問)京都市立上京中学校における暑熱対策等環境改善業務」とすること。

ウ 質問票未着の場合の責は応募者に帰属する。必ず担当部署に到着を確認すること。

エ 選定方法に関する質問は受け付けない。

(3) 提出先

本要領「3 担当部署」に記載のとおり

(4) 質問期間

令和8年3月16日（月）～19日（木）午後5時（必着）

※期間外の質問は一切受け付けない。

(5) 回答日及び回答方法

令和8年3月25日（水）までに、参加表明書を提出した全事業者に対して電子メールにより全質問・回答を取りまとめて送付する。

ただし、質問票提出者が特定される内容等については非公表とする。

8 審査方法及び審査基準

受託候補者の選定については、以下の通り行う。

(1) 選定方法

ア 作成、提出された企画提案書等の内容を確認し、下記（2）に掲げる審査項目について審査及び評価を行う。

イ 応募事業者からの提出書類の内容に対し、評価点60点を満たす第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を受託候補者とする。

ウ 受託候補者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

エ このほか、評価点を満たした場合でも本業務の履行に支障があると認められる場合においては、受託候補者として選定しないことがある。

オ 最優秀提案者の評価点が、60点以下の場合は採択しない。

カ 審査結果についての異議は受け付けない。

(2) 審査項目

別表「京都市立上京中学校における暑熱対策等環境改善業務提案に係る選定基準」参照

9 受託者の決定

受託候補者の選定結果は、以下のとおり応募者全員に通知を行う。

(1) 通知期日

令和8年3月31日（火）頃

(2) 通知方法

郵送により通知する。

本プロポーザル手続きが完了後、ホームページで審査結果を公表する。

10 契約に関する事項

(1) 選定された受託候補者とは、評価した企画提案書を基に協議を行い、仕様書を再度作成のうえ、契約を締結します。

なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点の高い提案者と順次契約に関する

協議を行います。

- (2) 提案内容を適切に反映した委託業務仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について説明を求めることがあります。
- (3) 本市との協議の結果、必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがあります。
- (4) 契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容やその他事実と異なるものがあつた場合は、契約締結をしないことがあります。
- (5) 契約後において、企画提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。
- (6) 本業務における委託料の支払いは、原則として業務終了後に支払うものとします。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が京都市暴力団排除条例に規定する排除措置を受けたときは、契約の解除を行います。